

行方市キャンプイベント業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本業務は、行方市におけるキャンプ事業のニーズや今後の方向性について調査するとともに、交流人口の拡大を図ることを目的として、恵まれた自然環境や地域資源を活用した体験型のキャンプイベントを実施するものである。

この要領は、キャンプイベント実施事業者の選定・決定に当たり、キャンプ事業における優れた企画提案を求め、各事業者の提案内容を総合的に評価し、最も適した事業者を決定するため、公募型プロポーザルの実施に必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

(1) 業務名

行方市キャンプイベント業務

(2) 業務内容

別紙「行方市キャンプイベント業務仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和9年1月29日まで

(4) 提案上限額

1,870,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

3 実施スケジュール

項目	日程
公募開始	令和8年7月24日(金)
質問の受付期間	令和8年7月31日(金)午後5時まで
質問に対する回答	令和8年8月5日(水)まで
参加表明書・企画提案書提出期限	令和8年8月12日(水)午後5時まで
一次審査(書類)結果通知 二次審査通知	令和8年8月17日(月)
二次審査(プレゼンテーション)	令和8年8月21日(金)
審査結果通知	令和8年8月下旬
契約締結	令和8年9月上旬

4 参加資格要件

本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる要件の全てを満たすものでなければならない。

- (1) 茨城県内に本店、支店又は営業所を有すること。
- (2) 地方自治法施工令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 公告から契約締結日まで国や地方公共団体等の指名停止を受けていないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立をしている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立をしている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (5) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団若しくは暴力団員(同条第6号に規定

する暴力団員をいう。)の利益につながる活動を行う者若しくはこれらと密接な関係を有する者でないこと。

5 質疑・回答

(1) 提出方法

ア 別紙「プロポーザル質問書(様式第1号)」を使用し、電子メールにて質問すること。電子メール以外での方法で提出された質問に対しては回答しない。また、電子メール送信後に、担当者へ受信確認の電話連絡を行うこと。

イ 送付する際の件名を「【質問】行方市キャンペーン業務(事業者名)」とすること。

(2) 提出期限

令和8年7月31日(金)午後5時まで(必着)

(3) 提出先

「12 提出・問合せ先」参照

(4) 回答日

令和8年8月5日(水)まで

(5) 回答方法

全ての質問を取りまとめた上で、市ホームページに掲載する。

6 提出書類

(1) 提出方法

持参又は郵送による。持参の場合は、土・日・祝祭日を除く午前8時30分から午後5時までとする。郵送の場合は、提出期限までに必着とする。

(2) 提出期限

令和8年8月12日(水)午後5時まで

(3) 提出先

「12 提出・問合せ先」参照

(4) 提出書類

次の書類を5部(正本1部・副本4部)提出すること。副本は、団体名の表記を黒塗り又は削除すること。

提出書類	注意事項
参加表明書(様式第2号)	
会社概要(様式第3号)	パンフレット等の会社概要が分かるものを添付する。
業務実績(様式第4号)	過去に本業務と同種又は類似の業務を実施した実績と成果について記載する。
企画提案書(任意様式) *A4サイズ	仕様書の内容を踏まえながら、次の項目に係る内容を具体的に記載した実現可能な提案をすること。 (1) 行方市の観光資源を活かした企画 (2) 市内外に対して行方市ならではの魅力ある企画

	(3) 行方市の風土・雰囲気にあった企画 (4) リピート率の向上につながる企画 (5) (1)～(4)を踏まえ、次の内容を明確に記載すること。 ・イベントの名称、内容、コンセプト及び日程 ・ターゲットとする参加者 ・市内外からの目標参加者数 ・1人当たりの参加費(徴収する場合) ・ワークショップの提案
実施体制図(任意様式) *A4サイズ	実施体制図及び本業務の責任者についての職務経歴を作成すること。
見積書(任意様式)	業務ごとの積算内訳について記載すること。金額の記載は、消費税及び地方消費税を除いた額とすること。

7 審査

企画提案書及びプレゼンテーションの審査は、行方市キャンペーンイベント業務プロポーザル審査委員会(以下、「委員会」という。)において、以下のとおり実施する。

(1) 一次審査

ア 審査方法

提出書類を基に書類審査を行い、二次審査に進む参加者を決定する。

イ 結果通知

審査結果は、参加者全てに別途通知する(メール等)。

※一次審査については、プロポーザルの参加者が多数あった場合にのみ実施する。

(2) 二次審査

一次審査によって決定した参加者は、以下のとおりプレゼンテーション及び質疑応答を行う。

ア 実施日

令和8年8月21日(金) *時間は別途指定

イ 実施場所

行方市役所北浦庁舎 2階 第1会議室

ウ 審査方法

(ア) プレゼンテーション及び質疑応答を実施する。

(イ) プレゼンテーションは20分以内、質疑応答は10分以内とする。

(ウ) プレゼンテーションへの参加人数は、3名以内とする。

(エ) プレゼンテーション審査は非公開とする。

(オ) プレゼンテーションの際、追加資料の提示は認めない。

(カ) 大型モニター(市所有)を使用する場合は、事前に申し出ること。ただし、パソコン等の機材は各自用意すること。

- (キ) 委員会の各委員が審査基準に従って評価した点数を集計後、評価点の6割以上を得た参加者を合格とし、最高点を得た者を契約候補者とする。なお、最高点を得た者が複数いる場合は、審査委員の合議により順位を決定する。

エ 審査基準

以下の示す項目について、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

評価項目	評価事項
団体概要	経営基盤や信用力
業務実施の確実性	国、他の自治体における類似業務の受託実績 業務スケジュール 業務実施体制(担当者数、連絡体制、緊急・事故発生時の対応等)
企画提案に対する評価	本業務の意図・目的の理解 調査分析・検証、課題改善提案力 提案の具体性・実現性 実施回数 提案の明瞭さ
見積価格	提案内容に対する見積価格の妥当性
その他の評価	その他の提案項目は期待できる内容か。

8 審査結果

プレゼンテーション審査を受けた全ての企画提案者に電子メールにて令和8年8月下旬頃に通知する。なお、審査の経緯及び内容に関しての問い合わせには応じない。また、審査結果に対する異議の申し立ては受け付けない。

9 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 提出書類及びプレゼンテーション等の内容に虚偽の記載や説明がある場合
- (2) 審査結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為が発覚した場合
- (3) 本実施要領等で定めた要件、期限、方法等を遵守しない場合
- (4) 見積書の金額が「2 業務概要」中、「(4)提案上限額」を超過している場合

10 契約に関する事項

- (1) 候補者選定後は、行方市財務規則(平成17年行方市規則第35号)に定める随意契約の手続きにより、改めて見積書を徴し、予定価格の範囲内であることを確認した上で契約を締結する。
- (2) 失格又はその他の理由により契約候補者との契約が不可能となった場合は、候補者選定審査において、次点となった者と協議を行う。

11 その他留意事項

- (1) 提出書類の準備等に要する費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 期限後の提出、提案書等の差替え等は原則として認めない。ただし、市から指示があった場合を除く。
- (3) 提出された全ての提出書類は返却しない。
- (4) 参加表明書等提出後に辞退する場合は、速やかに辞退届(任意様式)を提出すること。
- (5) 提出された書類等は、本プロポーザル以外の目的では使用しない。
- (6) 提出書類について、行方市情報公開条例(平成17年行方市条例第10号)に基づく開示請求があった場合は、原則として開示する。(契約候補者決定前において、当該決定に影響を及ぼすおそれがある情報については、決定後の開示とする。)ただし、事業を営む上で、権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる情報などは、同条例の規定により不開示とするので、これらの情報に該当する場合は、あらかじめ文書により申し出ること。
- (7) 企画提案者は、必要書類の提出をもって、本実施要領の記載内容に同意したものとす
- (8) 手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨単位は日本国通貨に限る。

12 提出・問合せ先

〒311-1792 茨城県行方市山田2564-10

行方市役所(北浦庁舎)

経済部 商工観光課 商工観光グループ 担当 菅谷・藤野

電 話：0291-35-2111

E-mail：name-kanko@city.namegata.lg.jp